

参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和三十九年二月十八日(火曜日)
午前十時二十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
柴谷 要君
渡谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

川野 三曉君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
津島 壽一君
島島徳次郎君
日高 広為君
堀 末治君
木村福八郎君
佐野 芳雄君
成瀬 幡治君
野村 勝君
鈴木 市蔵君

政府委員

宮内庁次長 瓜生 順良君
大蔵政務次官 齊藤 邦吉君
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 江守堅太郎君
大蔵省管財局長 渡邊 誠君
大蔵省為替局長 坂入長太郎君
事務局側 常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件
○外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求める件(内閣提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

去る十四日日本委員会に付託せられた本院先議の外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案、また、同日本院先議として提出せられ、本委員会に付託されました印紙税法の一部を改正する法律案の以上二案を一括議題とし、二案につきまして順次提案理由の説明を聴取いたします。

齊藤大蔵政務次官。

○政府委員(齊藤邦吉君) ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

わが国は、世界経済の趨勢に即応し、国際分業を通じて経済活動の効率を高め、わが国経済の一その繁栄をもたらすため、開放経済体制への移行を進めており、その一環として、来たる四月一日を目途に国際通貨基金協定第八条に規定する義務を受諾することとして着々諸般の準備を進めているのであります。

であり、これに伴い外国為替、外国貿易その他の対外経済取引に関する法制を整備することが必要となつていたのであります。

次に、今回提案いたしました法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一は、外国為替及び外国貿易管理法の一部改正であります。現行の外国為替及び外国貿易管理法は、外国貿易及び外国為替の適正な管理を行なうことを目的としており、引を適正に、外貨資金の使用はすべて外国為替算の範囲内で許されるものと規定してあるものであります。ところで、わが国が国際通貨基金八条国へ移行するためには、輸入代金の支払いのような經常的国際取引のための支払いに対する為替制限を撤廃しておくことが必要となりますので、外国為替算制度を廃止することとし、このため所要の改正を行なうことといたしました。

また、外国為替算制度の廃止に伴いまして、外国為替算の作成を主たる任務としております閣僚審議会は、その存在理由がなくなり、これを廃止することといたしました。さらに、現行の輸入貿易の管理は、外国為替算を前提として行なっておりますが、外国為替算制度の廃止に伴いまして、今後の輸入貿易の管理は、為替制限によらない方法でこれを行ない得るように所要の改正を行なうことといたしました。

第二は、外資に関する法律の一部改正であります。

その第一は、外国為替算制度の廃止に伴う規定の整理でありまして、外資に関する法律に基づいて対外送金が認められるものの支払い予定額を外国為替算に計上する制度を廃止することといたしました。

その第二は、届け出のみによる株式または持ち分取得制度の廃止であります。従来、外資に関する法律では、外国投資家の株式取得には原則として主務大臣の認可を要することとし、例外として、新株の取得であつて、果実または元本の回収金の送金を希望しないものについては事後の届け出で足りることとしていたものであります。今後、送金希望のない新株取得についても認可を要することとするよう改正しようとするものであります。

これは、外資の導入についてはすべて許可を要することとするかわりに、許可を受けて導入された外資の果実及び元本の対外送金は弊害のない限り自由に認めることとして、外資導入に関する制度の一元化をはかるようとする方針に基づき、昨年七月一日以降は、外資に関する法律上は届け出のみで足りる場合にも、非居住者につきましては、外国為替及び外国貿易管理法の許可を要することといたしております。このを、法律改正の機会に、外国投資家による株式または持ち分の取得は、すべて外資に関する法律の認可を受けなければならないこととす

よう整理をしたものであります。

その第三は、契約期間または対価の支払い期間が一年をこえる技術援助契約の締結並びに受益証券、社債及び貸し付け金債権の取得に関する規制の一元化であります。

従来、これらの外資につきましては、その対価、果実または元本の回収金の対外送金を希望する場合にのみ外資に関する法律の認可を要することとし、それ以外の場合には外国為替及び外国貿易管理法の規制を受けることとしておりましたが、適用法律を一にし制度を簡素化するため、今後は、送金希望の有無にかかわらず外資に関する法律の認可を要することとするよう改正しようとするものであります。

その第四は、外国為替公認銀行への事務の一部委任であります。

これは、従来、主務大臣の事務の一部を日本銀行に委任し得ることとなつておりましたのを、国際経済取引の自由化を促進し、外資導入関係事務処理の円滑化をはかるため、さらに外国為替公認銀行にも委任し得るよう改正しようとするものであります。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、去る昭和三十七年四月以降、印紙貼用にかえて、印紙税現金納付表示器による印紙税納税制度を設けているのであります。その普及に伴い、納付手続、納付印の検査取り締ま

り等について現行規定の整備をはかる必要が生じてまいりましたので、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を申し上げます。

第一に、印紙貼用にかわる納税方法として、印紙税現金納付計器により、納付印を押捺して納税する印紙税納税制度を法律上特掲することとしております。

第二に、印紙税現金納付計器の設置及び納付印の製造等についての承認制度を設け、印紙税現金納付計器の販売業者または納付印の製造業者等について、その開業届出、記帳の義務及び検査受忍義務の規定を設けるとともに、これらの違反行為に対する罰則規定を整備することとしております。

第三に、印紙税にかかわる過誤納額について、現金で納付する印紙税に充当することができるよう規定を設けることとしております。

以上が外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案並びに印紙税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 引き続きまして、右の兩案につきまして補足説明を聴取いたします。渡邊為替局長。

○政府委員(渡邊謙君) 外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由説明を補足し、条文の具体的な内容につきまして、御説明申し上げます。

わが国は、昭和二十七年に国際通貨基金に加盟して以来十一年以上にわた

り、基金協定第十四条の規定により、輸入及び貿易外経常取引のための支払いに對する為替制限の存続を認められてまいりました。しかし、最近におけるわが国の国際経済社会における地位の重要性にかんがみ、また貿易及び為替の自由化が国際分業を通じて経済活動の効率を高めるとともに、究極的にはわが国経済の一そのの繁栄をもたらすことを考慮し、来る四月一日に国際通貨基金協定第八条に規定する義務を受諾することとして、国内経済体制の整備、経常取引の自由化等着々と諸般の準備を進めているのであります。

が、これに伴い、外国為替、外国貿易その他の對外経済取引に関する法制を整備することが必要となつてまいりましたので、今回外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律を改正しようとする次第であります。

まづ、外国為替及び外国貿易管理法の改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、外国為替算制度の廃止に關する改正であります。現行の外国為替及び外資貿易管理法は外国為替算制度を採用しております。現行法の第三章がこれに關する規定でありまして、第十六条から第二十條にわたりまして、外国為替算の作成、変更及び効力について定めております。その趣旨は、慎重な予測に基づいて外貨使用可能額を見積もり、この範囲内で外貨資金をどのような商品の輸入、或いはどのような貿易外支払いにどのように配分するかということを定めて算出し、この予算額をこえる外貨資金の使用は認めないという方法により貿易及び為替の適正な管理を行なうとする

貨ものであります。ところで、国際通貨基金協定第八条には、加盟国は輸入及び貿易外経常取引のような経常的国際取引のための支払いに制限を課してはならないという義務が規定されておりますので、このような義務を受諾するためには、上述のように経常的支払に對する制限となるような外国為替算制度を廃止しておくことが必要となるのであります。したがって、今回外国為替算に關する第三章の規定を削除しようとするものであります。

第二は、関係審議会の廃止に關する改正であります。現行法の第三条は、外国為替算を作成する責任を負う機關として内閣に關係審議會を設置することを定めておりますが、外国為替算制度が廃止されることになったに伴いまして、その作成を任務としていた關係審議會も必要不再でありますので、これを廃止することとし、第三条の規定を削除しようとするものであります。

第三は、輸入承認の規定の改正に關するものであります。現行法の第五十条は、外国為替算の範囲内で最も有利かつ有効な貨物の輸入をはかるといふ見地から貨物の輸入については承認を要する旨を定めております。ところで、国際通貨基金八条国に移行しますと、國際收支上の理由により輸入管理を行なうことはできなくなり、外国為替算制度も上述のように廃止することになります。輸入貿易の管理は、今後とも貿易の健全な發展、国内産業に對する悪影響の防止等國際收支以外の理由から為替制限によらない方法でこれを行なうことが必要であります。

すので、第五十二条を改正しまして、今後は、輸入の承認の目的を外國貿易及び國民經濟の健全な發展をはかるといふことに改めようとするものであります。

次に、外資に關する法律の改正につきまして御説明申し上げます。

第一は、外國為替算制度の廃止に伴う改正であります。第六條の削除と、第十七條の改正がこれに該當するものであります。

第六條は、導入外資の對価、果実及び元本の對外支払いの予定額を外國為替算に計上し、送金保証の裏づけとしようとする措置の規定であります。が、外國為替算制度の廃止に伴い、この規定は必要がなくなつたわけでありまして、

第十七條は、外國資本の保護のため、取用等のありました場合には、補償金の對外送金希望額を外國為替算に計上し、その對外送金を認める措置の規定であります。が、外國為替算制度の廃止に伴い、外國為替算に計上することなしに、直ちに送金を可能とするよう改正しようとするものであります。

第二は、株式または持ち分の取得の届け出制度の廃止のための改正でありまして、第十一條第二項を削るものであります。

従来、株式または持ち分につきましては、送金希望の有無にかかわらず、取得には外資に關する法律の認可を必要とすることを原則とし、例外として、この第十一條第二項の規定により、新株で果実または元本の回收金を外國へ向けた支払いにより受領しようとしないうる取得するときは事後届

け出で足りることになつていたのであります。が、今回の規定を削り、株式または持ち分の取得にはすべて認可を要するたてまえにしようとするものであります。

なお、外資に關する法律の認可を受けしめることの適當でないようなものについては、従来も第十一條第三項第十一号により、政令で外資に關する法律の適用を除外してありますが、この点については改正後も同様であります。

第三は、技術援助契約、受益証券、社債及び貸し付け金債權に關する規定の送金希望事項の削除に關する改正であります。第十條、第十二條及び第十三條の規定を改正しようとするものであります。

まづ、第十條は、技術援助契約に關する規定でありまして、従来は契約の期間または對価の支払い期間が一年をこえる技術援助契約のうち對価を外國へ向けた支払いにより受領しようとするもののみが外資に關する法律の認可を要することとなつていたのであります。が、今回この送金希望事項を削り、對価の對外送金希望の有無にかかわらず、契約の期間または對価の支払いの期間が一年をこえる技術援助契約はすべて外資に關する法律の認可を要するたてまえにしようとするものであります。

なお、外資に關する法律の認可を受けしめることの適當でないようなものは、政令により外資に關する法律の適用を除外し得るようしております。

次に、第十二條は受益証券、第十三條は社債及び貸し付け金債權に關する規定でありまして、従来、これらのい

ずれにつきましたも、その取得にあつて外資に関する法律の認可を受けなければならぬことになっており、また、果実または元本の回収金を外国へ向けた支払いにより受領しようとするものだけでありましたが、今回の送金希望条項を削り、対外送金希望の有無を問はず、これらの外資についてはすべて取得にあたり外資に関する法律の認可を必要とするため、修正しようとするものであります。

なお、外資に関する法律の認可を受けしめることの適当でないものを政令により適用除外し得るようにするため、第十二条の第二項及び第十三条の第二項に根拠規定を設けております。

第四は、外国為替公認銀行への事務の一部委任の道を開くための改正でありまして、第二十五条の二の規定の改正であります。

従来、主務大臣の事務の一部は日本銀行に委任し得ることになっていたものであります。さらに外国為替公認銀行にも委任し得るよう改正し、外資導入事務の一そのの簡素化、円滑化をはかるうとするものであります。

以上が、今回の改正の内容であります。第六条及び第十一條第二項の削除等に伴い必要な条文の整理のため、目次、第十二条、第九條の二、第十三条の二、第十五条の二、第十五条の三、第二十四条及び第二十七条の規定の改正等を行なうこととしております。

次に、附則におきましては、第一項で施行期日を昭和三十九年四月一日と定めております。政府といたしましては、来たる四月一日に国際通貨基金八条国に移行することとして諸般の準備を進めておりますので、本法案がそれ

までに可決成立し、八条国移行と同時に施行されることを願つておる次第であります。第二項は経過規定を定めたものであります。第三項から第七項までは、外国為替計算制度及び外国投資家の届け出制度の廃止に伴い、関係各省の設置法につき必要な改正を行なうとするものであります。

これをもって補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(新谷實三郎君) 松井財務調査官。

○政府委員(松井直行君) 印紙税法の一部を改正する法律案の補足説明を申し上げます。

本件は、印紙税の納付方法に関する問題でございます。御存じのように、原則に印紙を貼用して納めるものでございますが、最近事務用機械が非常に発達してまいりまして、一々印紙を貼付したりあるいは税務署へ印紙を納付し、税務署で押捺を受けるという手続にかわりまして、印紙税を納める必要のある企業が、それぞれ簡単な機械を自分の手元に持ちまして、税務署の承認を得て金額の範囲内において簡単な機械で自分で印紙税の納付の表示ができるという制度がどんどん発達してまいりました。そういう情勢に

応じまして、現行でも読んではおったのですが、監督規定を明確にする必要がございまして、新しい情勢にに応じまして、納付方法につきましてこの印紙納付計器を使うことができるということを明確にしようとするものでございします。

現在の法律第六條に、印紙税は印紙を貼用して納めるものとする、しかしながら税務署に現金を持って行って税

印の押捺を受けることができる、そのほかに命令の定めるところにより政府の承認を受け印紙税額に相当する現金を政府に納付し、一定の表示をなし、印紙貼用にかえることを得るという規定がございしますが、この中で一般に使われておりますのは、株券のようなものでございまして、政府の承認を受けまして、現金を税務署に持参してまいりまして、税務署のきめた書式によって表示ができるのがございします。

それとあわせまして、今度第三号に、政府がきめた「印紙税額に相当する現金を政府に納付し、印紙税額に相当する金に依り印紙税額に相当する金額を明示し、納付印紙押捺を為す方法」と、一定の表示をなす方法を一号、二号、三号に書き分けまして、この三号の方法を明確にしたわけでございします。ここに写真がございしますが、いま現在ほとんどまだ輸入品ですが、国内品も開発されてまいりまして、簡単な、何とい

いますか、計算器あるいはタイプライターくらいの大さきの器械ですが、十万円から十万円の限度で税務署へ納付いたしまして、十万円の限度でどんなその印影を押していきける。むしろその範囲内において最初に税務署が封印をするわけでございしますが、その範囲内において業者が印紙の貼付にかえて自由にこういう印影を十万円の範囲内で押していきけるという制度でございしますが、そういう方式をここに明確にいたしたわけでございします。

あとはその監督規定でございまして、たとえ第六條ノ四に、こういう印紙税現金納付計器を設置せんとする者は政府の承認が必要だといふうちにここに書いてございします。第六條ノ五

も、納付印とかまたは納付印の印影にまぎらわしき外観を有するものを生ずべき印は政府の承認を受けるにあらざれば製造、販売、または所持をしてはいけない。九条ノ二に、印紙税現金納付計器の販売業者あるいは納付印の製造業者または販売業者、そういう業をしようとする者は政府に申告する必要がある。それから、第九條ノ三に、この納付計器の販売業者が計器の受け払いというものを帳面にきちつと記載しておく必要があるといふふうに、監督規定を明確にいたしまして、十二条、十三条にそれらに違反いたしましたときの罰則規定を整備したものでございします。

以上、補足説明を終わります。

○委員長(新谷實三郎君) 以上をもちまして補足説明は終わりましたが、右両案に対する審議は後日に譲りたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、「国庫法第十三條の規定に基づき、国庫の議決を求めるの件」を議題といたします。

前回に引き続いて、本件に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願ひします。

○天田勝正君 きょうは、委員長、宮内庁及び大蔵省からどういふ方が見えたりしますか、出席者。

○委員長(新谷實三郎君) 瓜生次長、それから管理部長と臨時皇居造営部長が見えております。それから、大蔵省からは管財局長が見えております。

○天田勝正君 いままで公共用財産と皇室財産、この区分がきわめて不合理であつた点があるといふので、ここに

乾門以下幾つかありますが、その不合理といふのはどういふ一体ことなんですか。

○政府委員(瓜生順良君) この皇居として一面をなしておるのうに見えるその中に、皇居の概念とは別の公園用地としての公共用財産のお堀その他がある。あるいは宮内庁の財産になつていてある部分がある。で、そのためにこれを整備したりする場合に、一括して整備をするとなると、特に公共用財産、公園用地になつていてる部分とい

ましても、皇居の門の中にずっと入つていてるわけですね。厚生省といつても、皇居外苑の公園用地と離れていてる皇居の中に、お堀の中に入つていてる部分については、あまり、特に公園としての使用があまりなされてないものですから、これについて特に修理したりされるということについてもやりかねておられる。宮内庁のほうでやろうと思つても、こちらのほうの管理でもない。そこで、御視察になつた場合に、この部分がきたないじゃないかと、いふふうに言われる部分があつたりして、実は宮内庁もそこは所管外なもんだから整備しかねておりますといふふうな状態があつたわけなんです。今度、皇居の東側地区を皇居付属の庭園としてきれいにまとつて整備して、皇室の用に供しない場合には一般に公開する、公園に準ずるようなふうにするという場合に、それが一括して整備しようといふことになりまして、その整備がうまくいかない。宮内庁でそれをやれないといふ地域があるといふことはやはりおもしろくないといふこととて、一括して整備できるようにこれ

をしようということでございます。

○天田勝正君 委員長にお願いいたしておきますが、過日、私、欠席いたしましたので、あるいは他の委員の質疑と重複するかもしれませんが、そこで、そういう点についてはお答えにならないまでも、委員長の手元においてその旨おっしゃっていただければ、けっこうであります。

いまその不明確な財産という点で伺ったんですが、たとえば乾堀の一部などというのがありますが、あるいは平川門前、内櫻田渡り堤、こういうのを見ますと、乾堀などはたしか坂下門を入って乾門に抜ける右側、西掛橋がかかっている位置ではないかと私は思う。そういうところが不明確であったということ自体がどうもわれわれは理解しがたい。内櫻田門の渡り堤にしてもそうなんです。あれがはっきり厚生省の公共用財産だと、こういうふうになつておつたのを、今度は皇室財産にするのだという話ならわかるのですけれども、あれ自体が何か不明確であるということとはちよつとかならずないところでありまして、どうしてそうなつたんですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは終戦の処理の關係から来ておるわけで、この終戦のころは皇居という地域を、ずっと広げて、皇室財産としての地域は、皇居の構内から皇居前の広場一帯にかけたずっと広い地域が皇室財産としての皇居の地域だったんですが、終戦後に財産税を納めるという問題が出まして、皇室についても例外ではない。そこで、その地域のうちで、財産税として納められるものとはかく分割して納めるということで、相当の地

域を国有に財産税として納めたわけなんです。その關係で、この皇居内の部分についても、直接使われていないようなところで何と都合のつくところはとあるので、国のほうに出されたわけですね。その後残った皇室財産の部分も、憲法の施行によりまして、皇室財産はすべて国有とすという条文によって、結局あとには国有になりました。国有だが皇室の用に供するというふうにはなりませんが、そういう終戦後の財産税の物納關係のことからそういうふうなややこしい分割になつたわけでありまして。

○天田勝正君 そうすると、一番皇室用財産が減つた場合には、乾門から坂下門に通る通り及び道灌堀ですか、あそこから南地区とだけのか何というのか、そういう地域だけになつたと、この言うのですか、一時は。

○政府委員(瓜生順良君) それとちよつと違いますが、そのほかにあの道から東側の地区という、まあ皇居庭園に整備しようという東側地区にも、梶竹寮とか、楽部ですとか、それから書院部ですとか、直接また皇室のほうの關係の用に供している部分がありまして、そういう土地を飛び飛びに皇室財産でその当時残されたわけなんです。それが後には国有財産たる皇室財産というわけ、いわゆる東側地区のほうにそういう飛び飛びのものが残つておつた。

○天田勝正君 そうすると、乾堀は不明確であつたけれども、その上にかかつている橋及びそれを越えた地域は皇室用財産だと、こういうことになるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) あの橋の結構のところは皇室用でございます。○天田勝正君 おかしいのだな。下は……。要するに上だけ……。それで、質問を変えますが、旧、旧といつても、いまでもそう言うのでしようが、清水門や田安門、あの橋のかかつている内部、清水門などはいまは全くのあかすの門で、それが、あの内部はずつと以前から皇室財産もしくは国の財産、これとは無關係になつておるわけですね。

○政府委員(瓜生順良君) いまおっしゃいます地域は、もと近衛師團のあつた地域だと思ひますが、この部分は、終戦前は陸軍用地ということでありましたので、これは終戦前も皇室財産ではなかつた。終戦後はそれが大蔵省の所管の普通財産に変わった。で、あの地域については終戦後も皇室用財産になつたということはない。終戦前も皇室財産であつたことはない。

○天田勝正君 それらの門は、たぶん文化財もしくはこれに準ずる扱いになつておると思ひますけれども、それは大蔵省管財局で補修もしくは保存ですか、そういうことをやつておられるのですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 文化財になつておる部分につきましては、その管理については文部省でやつております。

○天田勝正君 そうすると、一般的にもこれはそうであると思ひますが、そうした文化財の、存在はしておるけれども、その土地及びその文化財を除くものだけが何か補修しなければならぬといふときには、大蔵省でやる、こういうわけですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 現実にはその修理をいたしますとか、そういうことは文化財保護委員会がやるわけでございますが、事実上の管理の問題といたしまして、事実それがこわれていくとかあるいは適當でない人が入るとか、そういう事実上の警備の問題につきましては、実は国有財産管理一般につきましての問題としてそれぞれの所管の省がやつておるわけでありまして。大蔵省の所管の普通財産の上に文化財があつた、たまたま大蔵省の警備しております者がそのこわれそうになつておるのを発見したというふうなときにおきましては、もちろんそのことをおれのほうのことでないから知らぬのだということではございません。文部省のほうに申し上げまして、文部省のほうで直していただくということになるかと思ひます。

○天田勝正君 国有財産でありまして、それぞれその省が所管をする、こういうことになった場合、この本日の議題であれば、皇室用財産だから宮内庁、こういうことになると思ひますが、そういうふうには、各省公庁それぞれによつて管理するといふか、そういう

うふうになつた場合には、これは大蔵省側としては何にも注意をするというふうなことはないわけですね。

○政府委員(江守堅太郎君) 国有財産のうち、普通財産と行政財産に分かれております。大蔵省の所管しております普通財産につきましては、大蔵省が直接これを管理、処分するわけでございます。大蔵省の所管でございます。普通財産、あるいは行政財産につきましては、それぞれ各省各庁の所管の大臣がこれを管理、処分されるわけでございます。でございますが、大蔵大臣はそういう大蔵省所管の普通財産の管理、処分、あるいは大蔵省所管の行政財産の管理のほかに、各省各庁の大臣が管理しておりますところの行政財産及び普通財産につきまして、総括権の立場からこれを総合的に把握いたしまして、この運用が適正であるように国有財産法上において認められましたいろいろの措置を講じているわけでございます。

○天田勝正君 まあ今回の場合は、皇居というはつきり他と区別されるような地域でありまして、おそれる他の国有財産で私が心配しているような事態は將來とも起こらないと思ひます。ところが、いま管財局長からたいへん国有財産については管理を厳正にやつておるといふ意味の答弁がありました。が、なかなか私はそうでないと思ひます。そこには問題がある。

それは、たとえば手近な例を引きますが、これは幾たびかこの委員会でも、議連においても私は言ひましたが、まだ十七年間ちつとも解決されないことがある。たとえばすぐ目の前のその三角地帯であります。そこはは

になつていたということを、それらの不法占拠者に伝えたことありますか。

○政府委員（江守堅太郎君） 国会で非常に非難をされたというような形でお伝えしたことはないと思います。たくさんございいますので、私、詳細に一々正確にはお答えいたしかねますが、そういう形で不法占拠をされた方にお伝えしたことはないと思います。

○天田勝正君 それは怠慢です。それはかつて私がこの委員会において発言したときも、十分警告するようにということと申し上げたはずで、当時の委員諸君も御存じであります。議連において問題になったときもしかりであります。おそらく決算委員会においてこれが問題になりましたときも、私は決算委員でありますでしけれども、ずいぶんきびしい意見が出たと承知いたしました。とにかく国民代表の府において、それは法律で居すわりを策していようと、はなはだしい非難があるということ言うならば、少なくとも私は高級官僚でも経歴を持つておる人ならわかるはずだと思います。直ちに伝えてもらうように私は希望いたしておきます。

○政府委員（江守堅太郎君） 不法占拠をされておる方に直接そういうことを申し上げたことはおそらくないと思ひますが、大蔵省が財務局長あるいは財務部長に對しまして、不法占拠者の一掃に一そう努力するやうにというのを通達を出します際には、この国会でいろいろ御注意をいただきました点を特に付記をいたしまして、管理者の注意を喚起し、さらに非常に強い態度で臨

個々の折衝をなす現場におきまして、そういうことを直接申したということはおそらくないと思いますが、先ほどおあげになりました典型的な、具体的な二つのような問題につきましては、私も折衝する際に直接お話しすることとも非常に有力な交渉の力になることと思ひますので、そのようにいたしたいと思ひます。

○天田勝正君 私は実は逆に、この問題をここでも幾たびも取り上げたために少しく恨まれまして、大久保地区などでは私のところへ陳情に参りました。また悪いほうのうわさというものは立つものでありまして、川崎の旧軍の国有財産の地帯の不法占拠者、これも参りました。これは私の小学校の同級でございました。ところが、一言にして私ははねつけた。そのような、それは成り立ちは全部納税者のものである、しかるに一部の者が自分の商売に都合がいいからそこへかかって本建築をしてしまつて、してしまつたのだから認めてくれなんて、そういうことは、他のもっと困る国民のためを思ふならば、それはまかりならぬ。何でもまあむしろ役人の方が実は困つたらしゅうございまして、関東財務局では何とかめんどろ見たいと思ひつたけれども、国会のほうで天田先生というのがだいぶやかまして、とてもというので、それで、その話を聞いたから、私のところへ陳情に来て、先生があまり騒いでくれなければいいあんばいにくの、こういうような趣旨でした。さうなことはとんでもない、無理にきき取つても、もっと困つてゐる無住宅者のほうへやるべきが国の政治である、こういうわけで、そういう

う点にこの種の問題はあくまで国民の財産だという認識を深めるならば、それは不法占拠者に対してではなくて、全くのやぶ陰に細々としている、こういうような困つてゐる人たちに与へべきだ。私はいま、きょうの議題に直接なつておきますこの国有財産法十三条の規定による承認についてやこう言うのじゃありませんけれども、あとつても、管理がどうも、どこの役所になつてしまつたとか、不明確のために、だれが責任なのやらさっぱりわからないというところは、承知ができません。ですから、以上申し上げたわけですが、ひとつ今後の管理については万全を期してもらいたい。以上、政務次官もおられることですので、大臣のほうにひとつお伝え願ひたい。いかがですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) ただいまの不法占拠のお話承りまして、私もまことにこもつともだと思ひます。事務当局のほうにおきまして、今日まで十分撤去方について努力をいたしておるわけでございますが、まだ十分効果を奏してないことはまことに遺憾とするとございまして、今後の問題につきましては、大臣にも十分お伝えいたしまして、事務当局を督促いたしまして、最善の努力をいたしたい、かように考へておる次第でござい

ます。

○西川甚五郎君 この問題は、私も十分、長いこと大蔵委員をやつていますが、その間に天田委員が機会あるごとにこの問題を取り上げておられるですわ。その当時の答弁と同じなんです。ね、大蔵当局の答弁が。それで、大蔵省が訴訟された。いつこれは訴訟した

のですか、訴訟したのは。○政府委員(江守堅太郎君) いまお話し

の出来た二つの問題につきまして、いつ訴訟を提起したかという資料を、ただいま私持ち合わせておりません。後刻御報告いたします。

○西川甚五郎君 しかし、これはね、訴訟したというところは、相当以前に聞

ておる問題ですからね。(「十年ぐらいい前だ」と呼ぶ者あり) ええ。それで、裁判所はどういう措置をしているのです、これは。こんな問題に十年もかかるはずはないと思ひますがね。大体ぼくは怠慢やと思ひます。

もう一つ伺ひたいのは、あれですか、強制執行というものは、裁判の結果を待たなければできないのですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 裁判の確定がございせん。強制執行はできません。

○西川甚五郎君 そりすると、その問題について大蔵省はどういう見解を持っておられますか。いつごろそれが裁判が決定するという御見解があるのですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 近く判決があるというふうに心得ております。

○西川甚五郎君 これ、いままで天田委員の質問は私もたびたび聞いておりますし、そうして決算委員会でもこれは問題になりました。私、決算委員長をしてゐるに、それが問題になつておつたのであります。そのとき

の答弁と同じなんです。あなたの答弁は。そうしていま何うと、もう裁判判決が下ると言われるのです。これは確信持つて言われた答弁ですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 裁判の問

で申し上げますので、私が確信を

て申し上げるわけには参らないのでござい

ます。

○天田勝正君 やめたつもりですが、ね、さつき実は柴田理事のほうからも注意されて、二十分までにやめろといつたから、びたり実はやめた。けれども、だんだん言わざるを得なくなつた。それは、向こうは向こうの言い分があるのです。言ひ分というものが、実にわれわれからはうなずけない言ひ分なんですから、たとへば、大久保地区の不法占拠者に言われば、旧軍のときに旧軍に使われておつた、旧軍のときに旧軍に使われておつたから入つたのだ、そこで軍がなくなつたからといって、そいつを国が責任を持つてしまふべきだ、こういう論理になるのだ。こういう論理がまかり通るならば、一べん官舎へ入つたら最後のすけ、もう孫末代まで出ないという論理になるんです。ですから、結局こ

ういうふうに、不法占拠者は旧官の人ばかりではございせん。ございせんけれども、旧の官の人が中心になつてゐることは明瞭なんです。私の調べてはいつでもそうなんです。だから、旧の役人ばかりが中心になつて、そうして他を今度は逆に煽動するわけです。そうして一つの団体になつて、結果、さつき例をあげたように、あれがうるさい議員だから、あれのところへ行って黙らしておけば、まあ何とかなる、こういうことで、林田さんといふそこにおる人だつて、みんなその一連なんです。法律は一般国民より知り抜いてゐる連中が、争つていれば幾年でもいられるのだといううな手でやられたら、とてもそれは国民はたまつたものじゃないんですから、それは私

はもう裁判も、これは裁判所も信用がでないから、でき得る限りの、強制執行は裁判の結果を待たなくても、私は他にはほかの、法律の、一時差し押えとか、そういうことはできるんです。ほかの、一般の民家だつてできるんだから、そのことを大蔵省やらないというところのほうをふしぎなんです。ですから、そういう手段を直ちに

でもらいたいというのを要請しておきます、この際。

○成瀬幡治君 瓜生さんにお尋ねしたいんですが、これは台帳価格で土地等の問題出ておりますが、いつごろの台帳価格ですか。これはあなたのほうの資料じゃない……。

○政府委員(江守堅太郎君) 現在の台帳価格は三十六年三月末の台帳価格でございまして、五年ごとに改訂をいたすことになつておりますので、四十一年の三月末にまた改訂いたす予定でござい

ます。

○成瀬幡治君 そりすると、大体これは時価とどのくらいの開きがござい

ますか。

○政府委員(江守堅太郎君) 正確にはわかりませんが、ほぼ台帳価格の、平均いたしまして倍程度と私どもは考へております。

○成瀬幡治君 二分の一。

○政府委員(江守堅太郎君) 台帳価格は、個々の財産によつていろいろ違ふと思ひますが、国有財産総額で考えますと、台帳価格は時価の約半分くらいだろつというふうに見当つております。

○成瀬幡治君 これで最後ですが、今後十三条の規定に基づいて規定されま

すね、それには時価のものもあるわけ
です。また、これから出そうとするも
のがあります。総計皇室用財産は、
大ざっぱにあなたがいま言ったよう
に、土地等は大体時価の二分の一に
なっています。総計どのくらいにな
りますか、額は。皇室用財産と称する
ものは時価に換算してどのくらいに
なりますか。

○政府委員(江守堅太郎君) 皇室用財
産は現在、台帳価格によりまして二百
五十四億でございます。これが時価で
どうなりますかと申しますことは、皇
室用財産にそれぞれあれて見ないと
わかりませんが、大体皇室用財産のう
ち、二百五十四億のうち、土地が二百
四十一億で、大体その大部分を占めて
おりますので、土地については、やや
倍以上ではないかと思いますが、正確
には申し上げられませんが、二百五十
四億ですから、少なくとも六百億くら
いはあるのではないかと。これはきわめ
てラッパの中し上げようでございます
が、少なくともそのくらいはあるので
はないかというふうに考えております。

○成瀬幡治君 全部ですね、それは。

○政府委員(江守堅太郎君) はあ。

○鈴木市蔵君 若干異なった見地に立
つ質問かと思いますが、この際ひとつ
明らかにしておきたいと思つて、二、
三質問いたします。

三十九年度の予算の皇室費の項とい
うのが、二・六倍というふうに非常に
増大したわけですね。この皇室費の増大
したものと本件との関係は、一体これ
はどういうことになるのか。この有機
的関係についてひとつ御説明願いた
いと思つて。

○政府委員(瓜生順良君) この皇室費
が来年度増大いたしております最も
おもなるものは、宮殿の造営が三十九
年から本格的に始まります。その予算
が約十五億でございます。で、その関
係が増額の最もおもなる事山になつてお
ります。

本議決案との関係についていいま
す、この中の宮殿の新築の関係で、皇
室用財産の取得に関する部分ござい
ます。この部分がこれに關係してま
いりますが、この部分は、金額は、たと
えば宮殿の新築の關係でいいますと、
予定価格六十七億というふうになつて
おります。そのほか、付帯施設の關係
がそれぞれ掲げてありまして、その金
額はいま申しました十五億よりずっと
多いのですが、これは宮殿の造営は三
年計画で進めますので、四十年、四
十一年度の金額もこれの見込みの中
に入っておりますから、いま申しました
来年度予算の増額の分よりもここに上
がってきましては、先の年度の見込
み額まででございますので、多くなつ
ております。

○鈴木市蔵君 それで、数年前から
ずっと起きてきておる一つの議論に、
皇居を開放すべしという要望があるわ
けです。首都の整備の問題、東京都の今
日の行き詰まりの問題、あるいは東京
都は世界のいかなる首都に比べても公
園が少なく、緑地が少なく、また、麻
痺した交通の状態、子供の遊び場所と
いったようなものからすべてを総合し
て、皇居をもっと有益に使うべきであ
るという要望があります。この正し
い民主的な管理を伴う皇居の開放とい
うことは、より一そう有益なことにな
るのだと考えておりますが、この皇居

の開放という問題についてはどうい
う見解をお持ちですか。あるいはまた、
何かの委員会その他において、この問
題について結論があらくなるなら
ば、この際ひとつはっきりとしていた
だきたいと思つて。

○政府委員(瓜生順良君) いまお尋ね
の件につきましては、昭和三十四年に
皇居造営審議会というものが総理大臣の
諮問機関として設けられまして、そこ
でいろいろ審議されました。その委員
は国会の各党派からもお出になり、な
おその他報道機関の關係、それから学
識経験の専門家等、二十五人の委員で
半年にわたつていろいろ審議をされま
した。その結論として、この皇居につ
いては、東側地区については、これを
皇居付属の庭園として整備して、皇室
の用に供しないときには原則として公
開をするという結論をお出しになりました。

なお、いまお話しした道路問題なん
か、その際に相当時間をかけていろ
ろ審議されました。皇居周辺の交通が
非常にふくそうしているのだが、皇居
の中を貫通するような道をつくること
がいかどうかというような問題もい
ろいろ審議をされたのでありますが、
その際、やはりそれは皇居のたてま
えからいって、いろいろな行事をされ
る、その部分に、普通の道路のよう
に、ほとんど自動車が行き来するのは感心しない
というところもありまして、また一面、
皇居周辺のふくそうを緩和するとい
うのは、あそこをもし通したからとい
うて、緩和するものではない。要する
に、もしあそこを通しても、少し
距離が短くなるというだけで、ふくそ
うの部分については同じ状態で、その

ふくそうは緩和されない。それは結局
道路の全体計画を整備しなければい
けない。それを早くやるべきであるとい
うこと、それが交通の緩和である。
そこで、盛んに放射線の第何号とか、
いろいろ道路の整備を盛んにやつてお
られる。それが完成しますと、皇居周
辺の交通のふくそうも緩和されるとい
うことで、それがよろしいというよう
な結論をそこでお出しただきまし
た。その結論に基づいて進んでいるわ
けであります。

○鈴木市蔵君 かつていわゆる宮城前
広場は、戦後、労働者のメーデーにさ
えも使つたことがあります。最近では
ほとんどこれをもういっただ、つまり大衆
集会の場には使用できないようになつ
ておりますが、これは公共用の財産と
いうような形で、所管が違つてもしれ
ませんが、今日のように、こういう提
案が今後ますます強まってくる形勢に
あるのじゃないか。たとえば国有財産
の一部変更などにおいて、財務局が考
えている意図は次第に、そういうよう
に、もっと勤労者なり人民なりが使い
やすい方向に向くのではなくて、近寄
りがたい方向に、次第に制限を強化し
てくるという方向に向いていく
傾向があります。この本件の場合
も、そういうことに、かえつて道を開
く、昔のように閉鎖的な方向に行くの
ではないかという懸念を非常に持つわ
けですけれども、一体このように新し
い宮殿をつくるのか、地下駐車場をつ
くるとか、還暦記念ホールをつくると
いうことの発議者というのは一体だれ
ですか、これについてお答え願いた
いと思つて。

○政府委員(瓜生順良君) この発議者
は結局政府でございますが、宮殿の造
営については、特にこれは国の公のい
ろいろの行事が行なわれるわけで、その
国のそういうような責任を持つておら
れる政府、内閣、こゝでやはりいろ
いろ進めていくということになつてい
るわけでありまして。皇居陛下の御還
暦の記念ホールのことにつきまして、こ
れは政府のほうで、天皇陛下の御還
暦の記念として北の丸の公園整備、北の丸
といふと、先ほどお尋ねのありま
したものと陸軍用地であつた近衛師団の
あとですが、これを森林公園に整備し
て、皇居周辺の景観を整備するとと
に、一般の市民の方をもそれによつて公
園として利用される場所を整備しよう
というところが進められたわけですね。こ
れはまだ完成していません。皇居陛
下の御還暦についても、何らかひとつ
考えたほうがいいのじゃないかとい
うようなお話があつて、いろいろわれ
れにも研究せよというお話があつて、
研究の結果、記念ホールをつくる。こ
れは皇后陛下が音楽をお好きな点もあ
ります。皇后陛下だけがお使いにな
るわけではないし、皇后陛下に關連
のあるような施設として将来公開する
東側地区にこれを整備するのがよから
うというところでつくるということにな
つたわけでありまして。

○鈴木市蔵君 ちよつと質問がわき道
にそれるかもしれませんが、天皇
の還暦のときにつくるといふれた約
数万坪の森林公園、その後開くところ
によると、森林公園ではなくして、何
かまたほかの科学技術研究所なんか
の、そういうような建物にして、森林
公園そのものの計画はほとんど進んで

いない、あるいは挫折したといったような印象を受けていますが、この点どうですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 北の九地区を森林公園にいたします計画は、現在建設省が主体となりまして進行いたしております。仰せの科学技術振興財団の建物はほとんど竣工いたしました。また、その一部に武道会館を目下建設中でございます。この両施設とも、公園の施設としても、また適当なものというふうに認めておるわけでございまして、これらの施設をあわせ、また今後計画的に進めてまいります。同地区内の整備等によりまして、森林公園は遠からず完成するというふうに思っております。

○鈴木市藏君 それから、地下駐車場をつくることについては、地下駐車場は入ったことはありませんけれども、私ども、ずいぶん広い場所なんですけれども、どうしていま地下駐車場などをつくる必要があるのですか。どうして青空駐車できないものなんですか。

○政府委員(瓜生順貞君) いろいろ行事に自動車で皆さんおいでになるのが普通でございますが、これが宮殿の前とところによつと並んでとめておかれるというふうになりますと、宮殿前の景観としても悪い点もあります。また特に夏の暑いときなんかは相当焼け込むとか、このような関係もあつたりして、やはり自動車を地下に駐車をするほうが景観の關係からも、また自動車を駐車される方の立場から見ても、そのほうが合理的であるというふうに考えられます。全体が百二十台ぐらい入れる駐車場で、非常にたくさんの方がおいでになる場合には、その百

二十台だけでは足りないと思います。そういう部分は、場合によると東部の龍門のほうとか、場合によると東側地区の部分にまで駐車場をいたしたかなければならないかと思ひますけれども、まあ最小限度をそれぐらいの駐車場を設けておくことが必要である。最近いろいろ建物をつくられる場合においても、そういう駐車場をあわせて考えるというのがだんだん本格的な考え方になってきておりますので、その考え方に従つたわけでございます。

○鈴木市藏君 最後にひとつ質問をしておきたいと思ひますが、本件を提案しているところの政治的意義です。この政治的意義は決して軽視できないというふうに私たちは考へておるわけですが、それはやっぱりかつての天皇制の復活、あるいはまた軍国主義の強化、そういったようなものの足がかりに利用し、あるいは利用される危険に道を開くものじゃないのか。国民のやっぱり心配もそういうところにあるんだと思ひますが、現に天皇元首説といったようなものが憲法改正の動きとともに出てきたり、あるいは生存者の叙勲、紀元節の復活、こういった一連のうしろ向きの政策が出てきているのと照らし合わせてみると、こういうふうな事柄は決して軽視できないものを持つてのじゃないか。このつまり政治的意義と影響についてどういふ判断をされたのか、その点についてひとつお考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順貞君) 主として宮殿の造営が中心であります。宮殿は戦争中に焼けて、戦後は宮内庁庁舎の三階を仮宮殿にしておりますが、外国からの客も最近非常にふえております。そういう場合にこの日本の国の体面上もやはりちゃんとしたそういう行事のできる宮殿をつくることが必要と痛感するわけです。で、これは外国との親善をますます深めていく上において、これはやはりそういう施設が必要だ。これはこの国でもそういう施設はあるわけで、われわれ行つたことはありませんけれども、いわゆる古いような行き方をしない国において、もつぱな施設がそれぞれあるわけでありまして、それからなお、天皇がこの国の象徴として国民とともにあられるというので、いろいろ行事をされる場合、いまの場所では非常に狭いわけですね。もつとたくさんの方がこの行事に参加されたほうがより民主的であるというところから見ても、場所が狭い。やはりちゃんとしたものをつくらねば、もつと各方面の方もそういう行事に参加できるという点もあり、そういうことを考えれば、国の中央の儀式場、儀典場というか、そういう集会の場所としてこうした施設を整備することは、これはやはりこの民主的な国のあり方から考えまして、やはりこれは必要なことと思ひます。また先生の言われまふようなそういうふうなことは、そう心配されることは、われわれとしてはないんじゃないか、こう思ひわけでありませう。もつと進んだ考え方も必要だと思ひます。

○柴谷要君 これは質問ではありませうが、天田委員が重大な提案といひますか、質問の中で提案されたような気がいたしますが、国有財産の管理について、本院の意思がすみやかに解決を要望しているというふうに判断をいたします。そこで、大蔵省はこの問題についてすみやかに対処するように、特に委員長に要望していただきたいという点を申し上げたいと思ひます。それから、第二は、この事案に対する経過の概略を本委員会の全員に配付すること、この資料をひとつ要望したいと思ひます。それから、国有財産で訴訟を今日行なわれておる件数、これもひとつ同時に本委員会に配付をお願いしたい。これを、委員長、要求を出します。

○委員長(新谷寅三郎君) 委員長から大蔵当局に申し上げますが、先刻天田委員の発言におられました案件につきましては、これは国有財産管理上の問題として、天田委員からいまでもたびたびにわれわれも遺憾に思ひます。で、この委員会の各委員の総意であります。大蔵当局はすみやかにこの問題の解決をするために最大限の努力をせられたいということをお願いいたします。また、柴谷委員からも言われますように、この問題についての今日までの処理の経過を、文書をもって委員会に御報告をお願いいたします。

なお、柴谷委員の要求にございました他の資料につきましても、至急に取りをえの上、本委員会に提出せられるように要求いたします。

○政府委員(齋藤邦吉君) ただいまの委員長の御発言につきましては、まことに申しわけない次第でございまして、本件のごとき、まだ解決しない。

先ほどもお答えいたしました。が、まことに、私も残念しく存する次第でございます。ただいまの委員長の御発言とあり、本件の解決のために最大の努力をいたしたい、かように考えておる次第であります。

なお、要求の資料につきましては、できるだけすみやかに書面をもって提出いたしますようにしたいと思ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御発言もないようでありまして、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○鈴木市藏君 私は、日本共産党を代表して、本件に反対をします。

日本共産党は、天皇と皇室に対して特別の処遇を与えることに終始反対を続けてきたのでありますが、本件はその特別の処遇を与える代表的ものの一つであります。

さらに、本件に反対する理由は、本件の持つ政治的意義並びに影響についてであります。先ほど次長は、それはどう重く見る必要はないではないかというふうな答弁をなされましたが、本件の持つ内容には確かに、一見きわめて簡単なもののように見られますが、この政治的意義は決して軽視することをお許されないものがあります。それは、かつての天皇制復活、軍国主義強化の方向に利用し、または利用される危険を持つてゐるからであります。

国民の危惧するところもまたここにあら
ると思ひます。現に、天皇元首諸を
る憲法改悪の動きや、生存者救済、紀
元節の復活等々の一連の反動的諸政策
との関連において見るとき、われわれ
の指摘は決して単なる推論でないとい
うことは明らかであります。

また、いわゆる皇居と呼ばれる廣大
な地域、これをいかに有効に活用すべ
きかの問題を考えるとき、それは正し
い民主的管理を伴う開放の方向であら
ねばならぬと考えております。休安思
の緑地を失った東京都民や、遊び場
のない子供たちや、麻痺状態にある現
在の交通事情を考えると、現在の皇居
を固定化し不動化する方向ではなくし
て、正しい民主的管理を伴う皇居の開
放こそが、この問題を考えるときの民
主的な立場であらねばならぬというふ
うに思ひます。そして、すでにこのこ
とは現実の問題にさえなりつつある
ということができまゝす。

ここに、その見地に立つ意見を述べ
て、本件に反対をします。

○天田勝正君 反対意見が出ましたか
ら……。私は、本件につきましては賛
成をいたします。
いろいろ反対意見もございまいしやう
が、私の知る限りでは、元首といなど
を問はず、その国の代表者ということ
になれば、私は、各国の例から見
ても、そう膨大な地域、施設ではない
と思ひます。特に、今回の承認案件
は、なるほど名目的に皇室財産とい
うものの取得にかかりますけれども、し
かし、内容は十分民意でありました。
これが開放という事態は懸念するもの
でございまして、かつての三の丸の整備
と同様であらうと思ひます。そうして

特に場所柄からしましても、要するに
文化財に匹敵する地域でありますか
ら、これが保守をするためにも、やは
り無制限開放よりもこの程度が適当で
はないか。いふなれば、この前に建
ております国立国会図書館、名称か
らすれば国会だけが占有するものごと
くでありますけれども、これが法律が
できたときの経緯を考えて見ますと
、図書館のごときは、とくに日本人
は残念ながら、ないがしろにする、そ
ういうことで、国の中央図書館を整備
する意味からも、国会がこれに干渉す
るという形のほうがしばらくの間は適
当であらう、こういう経過を私は承知
いたしております。それと同様であり
まして、これが半分ぐらいの地域が多
くの国民に開放されるということであ
りますから、私が他の例でいろいろ御
注意申し上げましたように、いづれに
しましても、国民の税金から成り立
ておる固有財産、このことについては
今後の保守について万全を期されるこ
とを要望いたしまして、賛成いたしま
す。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御発言
もないようですから、討論は終局した
ものと認めて御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ない
と認めます。
それでは、これより採決に入りま
す。「固有財産法第十三条の規定に基
づき、国会の議決を求める件」を問
題に供します。本件に賛成の方の挙手
を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(新谷實三郎君) 多数と認め
ます。よつて、本件は多数をもって原

案どおり可決すべきものと決定いたし
ました。
なお、本院規則第七十二条により議
長に提出すべき報告書の作成につきま
しては、これを委員長に御一任願ひた
いと存じますが、御異議ございせん
か。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ない
と認め、さよう決定いたします。
次回の委員会は、明後二十日午前十
時から開会することにいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十七分散会

二月十四日日本委員会に左の案件を付託
された。
一、外国為替及び外国貿易管理法及
び外資に関する法律の一部を改正
する法律案
一、印紙税法の一部を改正する法律
案

外国為替及び外国貿易管理法及び
外資に関する法律の一部を改正す
る法律案
外国為替及び外国貿易管理法及
び外資に関する法律の一部を改
正する法律
(外国為替及び外国貿易管理法の
一部改正)
第一条 外国為替及び外国貿易管理
法(昭和二十四年法律第二百二十
八号)の一部を次のように改正す
る。
其次中「第三章 外国為替手算
(第十六条第二十條)」を「第三

章 削除」に改める。
第三章及び第四條 削除
第三章を次のように改める。
第三章 削除
第十六條から第二十條まで 削除
第五十二條中「外国為替手算の
範圍内でも最も有利かつ有効な貨物
の輸入」を「外国貿易及び国民經
済の健全な發展」に改める。
(外資に関する法律の一部改正)
第二条 外資に関する法律(昭和二
十五年法律第六十三号)の一部
を次のように改正する。
其次中「外国資本の投下の認可
及び届出並びに投下された外国資
本の指定等」を「外国資本の投下
の認可及び投下された外国資本の
指定等」に改める。
第二条中「届出又は」を削る。
第六条を次のように改める。
第六条 削除
第九条の二第一項中「外国為替
公認銀行をいう」の下に「以下同
じ。」を加える。
第二章の章名中「届出並びに」
を削る。
第十条中「のうちその対価を外
国へ向けた支払により受領しよう
とするもの」を削り、「甲種技術
援助契約となるときは」の下に
「政令で定める場合を除き」を加
える。
第十一条の見出し中「又は届
出」を削り、同条第一項中「次項
に規定する株式又は持分に該当す
るものを除く。」を削り、同条第
二項を削り、同条第三項中「前二

項」を「前項」に改め、同項を同
条第二項とし、同条第四項中「前
二項(前項第一号から第十号まで
を除く。)」を「前項」に改め、同
項を同条第三項とする。
第十二條第一項中「でその果
又は元本の回収金を外国へ向けた
支払により受領しようとするも
の」を削り、同条第二項中「前条
第三項第一号」を「前条第二項第
一号」に改め、「該当する場合」
の下に「その他政令で定める場
合」を加え、同条第三項中「中前
条第三項第一号に係る部分」を削
る。

第十三條第一項中「でその果
又は元本の回収金を外国へ向
けた支払により受領しようとする
もの」を削り、同条第二項中
「第十一條第三項第一号」を「第
十一條第二項第一号」に改め、
「該当する場合」の下に「その他
政令で定める場合」を加え、同条
第三項中「第一項但書の規定」を
「第一項ただし書」に改め、「中
第十一條第三項第一号に係る部
分」を削る。
第十三條の二、第十五條の二第
一項第三号及び第二項第一号並び
に第十五條の三第一項及び第三項
中「第十一條第三項」を「第十一
條第二項」に改める。
第十七條第一項中「買収した場
合において、当該外国投資家が、」
を「買収したときは、当該外国投
資家について、外国為替及び外国
貿易管理法第二十七條の規定によ
り、当該外国投資家が」に、「金
額の全部又は一部について外国

項」を「前項」に改め、同項を同
条第二項とし、同条第四項中「前
二項(前項第一号から第十号まで
を除く。)」を「前項」に改め、同
項を同条第三項とする。
第十二條第一項中「でその果
又は元本の回収金を外国へ向けた
支払により受領しようとするも
の」を削り、同条第二項中「前条
第三項第一号」を「前条第二項第
一号」に改め、「該当する場合」
の下に「その他政令で定める場
合」を加え、同条第三項中「中前
条第三項第一号に係る部分」を削
る。

第十三條第一項中「でその果
又は元本の回収金を外国へ向
けた支払により受領しようとする
もの」を削り、同条第二項中
「第十一條第三項第一号」を「第
十一條第二項第一号」に改め、
「該当する場合」の下に「その他
政令で定める場合」を加え、同条
第三項中「第一項但書の規定」を
「第一項ただし書」に改め、「中
第十一條第三項第一号に係る部
分」を削る。
第十三條の二、第十五條の二第
一項第三号及び第二項第一号並び
に第十五條の三第一項及び第三項
中「第十一條第三項」を「第十一
條第二項」に改める。
第十七條第一項中「買収した場
合において、当該外国投資家が、」
を「買収したときは、当該外国投
資家について、外国為替及び外国
貿易管理法第二十七條の規定によ
り、当該外国投資家が」に、「金
額の全部又は一部について外国

- へ向けた支払をしようとするときは、当該外国投資家は、政令で定めるところにより、その旨及び政令で定める事項を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならぬ」と「金額（当該外国投資家が第三項第一号イからハまでに掲げる者以外の場合には、当該金額のうち政令で定められたものとする。ただし、当該外国へ向けた支払が当該対価の受領の日から一年以内に行なわれる場合に限り）に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項」を「前項」に、「前四項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。
- 第二十四条第二項第三号を次のように改める。
- 三 削除
- 第二十五条の二の見出しを「（事務の一部委任）に改め、同条第一項中「日本銀行」の下に「又は外国為替公認銀行」を加え、同条に次の一項を加える。
- 3 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外国為替公認銀行の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第二十七条中「第十一條第二項の規定による届出をせず、又は同項若しくは」を削る。
- 附則
- 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。
- 第四條第十四号中「外国為替手算並びに」を削る。
- 4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
- 第四條第四十七号を次のように改める。
- 四十七 削除
- 第十三條第六号を次のように改める。
- 六 削除
- 5 農林省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。
- 第四條第十六号の四を次のように改める。
- 十六の四 削除
- 第四條第十六号の五中「認可を与え、又は届出を受理する」を「認可を与えらるる」に改める。
- 第八條第一項第十七号中「外国為替手算案の作成の準備に関する」と及び「を削る。
- 6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
- 第四條第一項中第十九号を削り、第十八号の二を第十九号とし、同項第二十五号中「認可を与え、又は届出を受理する」を「認可を与えらるる」に改める。
- 第八條第一項第四号を次のように改める。
- 四 削除
- 7 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
- 第四條第一項中第十四号の五を削り、第十四号の六を第十四号の五とし、第十四号の六の二を第十四号の六とし、同項第十四号の七中「許可を与え、又は届出を受理する」を「認可を与えらるる」に改める。
- 第二十二條第一項中第十六号の五を削り、第十六号の六を第十六号の五とする。
- 印紙税法の一部を改正する法律案
- 印紙税法の一部を改正する法律案
- 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
- 第六條ただし書を次のように改める。
- 但シ左ノ各号ニ規定スル方法ニ依リ印紙納付金ヲ納付スルコトヲ得
- 一 命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金ヲ納付シテ税額ノ押捺ヲ受クル方法
- 二 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ且政府ノ定メタル書式ニ依リ表示ヲ為ス方法
- 三 命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シテ印紙税額現金納付計器（政府ノ指定シタル計器）ニ依リ公示シタル形式ノ印影ヲ生ズベキ印（以下納付印ト稱ス）ヲ付シタルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ依リ印紙税額ニ相当スル金額ヲ明示シ納付印ノ押捺ヲ為ス方法
- 第六條ノ三ノ中「前二條ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税額ニ係ル」を「前二條ノ規定スル」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。
- 政府ハ前二條ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税額ニ係ル過誤納付金ニ於テ該規定ニ依リ現金ヲ以テ納付スル印紙税額ニ充當スベキ旨ノ請求アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ該充當額ヲ為スコトヲ得
- 第六條ノ三の次に次の二條を加える。
- 第六條ノ四 印紙税現金納付計器ヲ設置セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケベシ
- 政府ハ前項ノ承認ヲ受ケフルニ當リ印紙税保全上必要アリト認ムルトキハ該印紙税現金納付計器ノ設置及使ハ用ニ付条件ヲ付スルコトヲ得
- 第一項ノ規定ニ依リ設置ヲ廢止セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ
- 第一項ノ規定ニ依リ印紙税現金納付計器ノ設置ニ付政府ノ承認ヲ受ケタル者ハ本法ニ基テ命令又ハ第二項ノ規定ニ依リ付シタル条件ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ承認ヲ取消スコトヲ得
- 第六條ノ五 納付印又ハ該納付印ノ印影ニ紛ハシキ外観ヲ有スルモノヲ生ズベキ印ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ製造、販売又ハ所持スルコトヲ得ズ
- 第九條の次に次の二條を加える。
- 第九條ノ二 印紙税現金納付計器ノ販売業又ハ納付印ノ製造業若ハ販売業ヲ為セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ之ヲ停止又ハ廢止セントスルトキ亦同ジ
- 第九條ノ三 印紙税現金納付計器ノ販売業若ハ命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税現金納付計器、政府ノ指定シタル計器、納付印及第六條ノ五ニ規定スル印ノ受入、貯蔵又ハ販売ニ関スル事実ヲ帳簿ニ記載スベシ納付印ノ製造業若ハ販売業若ハ製造又ハ販売スル納付印及第六條ノ五ニ規定スル印ニ付亦同ジ
- 第十條に次の一項を加える。
- 印紙税現金納付計器、納付印、第六條ノ五ニ規定スル印、印紙税現金納付計器ノ販売業若ハ所持スル政府ノ指定シタル計器又ハ前条ニ規定スル者ノ所持スル同条ノ規定ニ係ル物件ノ製造、受入、貯蔵若ハ販売ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ハ該官吏之ヲ検査スルコトアルベシ
- 第十一條第一項中「若ハ表示ヲ為サズ」を「表示ヲ為サズ若ハ納付印ノ押捺ヲ為サズ」に改める。
- 第十二條を次のように改める。
- 第十二條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
- 一 第九條ノ二ノ規定ニ依リ申告ヲ為サズ又ハ詐リタル者
- 二 第九條ノ三ノ規定ニ依リ帳簿ノ記載ヲ為サズ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者
- 三 第十條ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミタル者
- 第十三條の次に次の一條を加え

る。

第十三条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

一 印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六条第三号ノ規定ニ依リ押捺セラレタル印影ヲ改変シ又ハ其ノ印影若ハ之ト紛ハシキ外観ヲ有スルモノヲ作成シタル者

二 印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依リ其ノ設置ニ付承認ヲ受ケタル印紙税現金納付計器ニ不正ナル操作ヲ加ヘタル者

三 第六条ノ五ノ規定ニ違反シタル者

第十四条中「前条」を「第十三条」に改める。

第十四条ノ二中「第十三条」を「第十三条ノ二」に改める。

附則

一 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

二 この法律による改正前の印紙税法第六条ただし書の規定により政府の承認を受けた一定の表示については、なお従前の例による。

三 この法律の施行の際、印紙税法第六条ノ五に規定する納付印又は当該納付印の印影に紛らわしい外観を有するものを生ずべき印を所持する者がある場合において、その者が当該物件につき、政令の定めるところにより、この法律の施行後一月以内に政府の承認を受けたときは、その者が当該物件につきこの法律の施行の日に同条の規定による承認を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際、印紙税法

第九条ノ二に規定する印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつてゐる者が、政令の定めるところにより、この法律の施行後一月以内に、その旨を政府に申告した場合に、この法律の施行の日に同条の規定による申告があつたものとみなす。

二月十四日予備審判のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「、その移入した日から十日以内」を削り、「に提出し」を「に、その移入をした日

から十日以内(政令で定めるところ

により当該税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)に提出し」に改める。

附則第三条第一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第一条第一号から第四号まで」を「附則第一条第三号及び第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十一年十月一日から昭和四十一年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第一条第一号及び第二号に掲げる物品に課せられるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

附則第四条を次のように改める。
附則第五条第一項の表を次のように改める。

附則 附則

附則第五条第一項の表を次のように改める。

物品名	期	間	期	日
附則第三条第一項に規定する物品	施行日から昭和四十一年三月三十一日まで		昭和四十一年四月一日	
附則第三条第二項に規定する物品	昭和三十一年九月三十日まで		昭和四十一年十月一日	
附則第三条第三項に規定する物品	昭和三十一年十月一日から昭和三十一年九月三十日まで		昭和三十一年十月一日	
附則第三条第四項各号に掲げる物品	施行日から昭和四十一年三月三十一日まで		昭和四十一年四月一日	

附則第五条第二項の表を次のように改める。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
新法第十八条第一項	同法第十八条第八項
新法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項	同法第七條第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第九條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第九條第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條において準用する場合を含む)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條において準用する場合を含む)

相互防衛援助協定第六条

の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

附則第七條第一項中「旧法第十一條第一項」を「改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第十一條第一項」に改める。

附則第十二條第一項の表

附則第一条第一号に掲げる物品	附則第一条第二号に掲げる物品	
	昭和三十三年	昭和三十一年
附則第一条第一号に掲げる物品	昭和三十三年	昭和三十一年
附則第一条第二号に掲げる物品	昭和三十三年	昭和三十一年

に、附則第三条第一項に規定する物品 昭和三十一年四月一日

十月一日

附則第三条第一項に規定する物品 昭和三十一年四月一日

に、「附則第三条第三項」を「附則第三条第四項」に改め、同条第二項第一号中「昭和三十一年十月一日」を「昭和四十一年十月一日」に改め、同項第二号中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項第三号中「附則第三条第三項第一号」を「附則第三条第四項第一号」に改め、同条第四項中「二十日」を「一月」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

二月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に対する入場税撤廃等に関する請願（第四四一四号）（第四四一五号）（第四四一六号）（第四四一七号）

一、引揚者在外私有財産の国家補償

に關する請願（第四四一九号）

一、砂糖の関税、消費税に關する請願（第四四五号）

一、砂糖の消費税、関税の減免等に關する請願（第四七六号）

一、農業用ガソリンに對する揮発油税及び地方道路税免除等に關する請願（第五〇〇号）

一、農業協同組合に對する法人税等全面撤廃に關する請願（第五〇一号）

第四四一三号 昭和三十一年一月三十一日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に對する入場税撤廃等に關する請願

請願者 大阪府東淀川区平野西ノ町二一 櫻井つた

江外八百九十九名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第四四一四号 昭和三十一年一月三十一日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に對する入場税撤廃等に關する請願

請願者 大阪府福島区海老江三ノ五 勝浦康子外九百九十九名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第四四一六号 昭和三十一年二月四日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に對する入場税撤廃等に關する請願

請願者 大阪府堺市出島海岸通一ノ九 西田稔外五百名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第四四一七号 昭和三十一年二月四日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に對する入場税撤廃等に關する請願

請願者 大阪府東淀川区西中島町五ノ七二 伊藤和子外六百名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第四四一九号 昭和三十一年二月三日受理

引揚者在外私有財産の国家補償に關する請願

請願者 鹿児島市新照院町一四五 松下芳文

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第四四五号 昭和三十一年二月四日受理

砂糖の関税、消費税に關する請願

請願者 東京都文京区宮坂二ノ一 全国清涼飲料協同組合連合会理事長 西田 儀八外二百六名

紹介議員 柴谷 要君

国内糖の暴騰は、食品加工業界の企業経営に大きく影響し、経営が困難となり、企業閉鎖あるいは倒産者が続出している。このような状態が続くと、

食品加工産業は破滅的な打撃を受け、政府に對する不信感が増加し、社会不安の原因となるおそれがあるから、国内糖水準を世界主要国の糖水準まで引き下げるため、次の措置を講ぜられたいとの請願。

（一）砂糖消費税を全廃すること。

（二）粗糖輸入関税を弾力制度に改め、関税の引き下げること。

（三）精糖の貿易自由化を実施し関税格差を廃止すること。

理由 一、食品加工産業の産業構造はその生産額のうち約九十六パーセントが中小企業であつて、農水産物の第三加工工業であるわが国の農業政策が農産物の生産保護政策を重点として、農水産物は食品加工原料としてその大半が消費されているのであるから、食品加工産業を育成強化することは、農水産物の消費拡大の目的を達成するためには必要條件である。

二、国内産甘味（ビート、かんしや糖、ぶどう糖、さつまいも）の価格維持を計るため、輸入糖に高率関税及び消費税を課税し、国内糖価を高い水準にすることは加工食品価格に大きく影響するとともに農産物の消費減退の要因となつてゐる。

三、国内甘味資源の自給力を強化し外貨節約農産物価格維持等の施策については、納得するも輸入糖に對し高率課税を実施し国内糖価を高水準とすることは、砂糖消費者にのみ負担させる政策である。

四、世界の主要国では酒、たばこ等に對しては関税及び消費税を高率課税しているが砂糖は生活必需品であ

るために低率課税或は免税を実施している。わが国では砂糖に対して酒、たばこ同じ考え方で高率課税をしていくが消費性格からして砂糖消費税は当然廃止すべきである。

五、海外糖価から国内糖価の変動するのを防ぎ一定水準に国内糖価を安定するために現在の関税制度を世界的主要国で実施している弾力関税制度に改める必要がある。

六、開放経済による貿易自由化に対して国際競争力を強化するためには加工食品の主原料である砂糖を国際消費糖価水準まで引き下げることが必要である。

七、政府の施政方針である物価対策のうち加工食品の値上がりを防ぐための基本条件は、第一に食品の主原料である砂糖価格を引き下げることである。

八、政府は、十月から一時的に精糖の輸入許可を發表したが、輸入申請が皆無であることは精糖の輸入関税が粗糖よりキロ当り十円高率であるからである。国際的に砂糖供給不足の現在においては、精糖も貿易自由化するとともに関税格差も廃止すべきである。

九、今国会において前記の要請が実施されない場合には、企業自衛のため食品価格を一斉に値上げしその理由を報道機関を通じて説明する。

第四七六号 昭和三十九年二月四日 受理

砂糖の消費税、関税の減免等に関する請願

請願者 東京都台東区竹町一〇 全国菓子工業協同組合

第五部 大蔵委員会会議録第六号

内 山本宗次郎

紹介議員 青柳 秀夫君

菓子製造業並びに食品加工工業の主原料であり、家庭生活になくてはならない砂糖が異常に高値となったため、業者はいうまでもなく消費者は大変困つてゐるから、左記の救済措置を講ぜられたいとの請願。

一、砂糖消費税を全廃すること。

二、砂糖関税率を引き下げること。

三、国際砂糖価格が高くなつた場合は、関税率を更に引き下げ、糖価が安くなつた時は税率を元に戻すことを適時実施し得るよう弾力関税制度を設置すること。

四、世界の主要国では今回の砂糖価格の暴騰に際して国内糖価を安定させるための関税率の引き下げ又は輸入糖の差損金の補償を行なつてゐるから、これを参考としてわが国も右のような制度を採用すること。

五、でんぶんの貿易自由化を実施して水あめ、ぶどう糖の原料価格を安定させること。

六、菓子製造業者並びに食品加工業者が原料砂糖を使用することは、砂糖関税や消費税の代払い業務を行なつてゐるものともいうべきであるから、政府はこれら業者から今まで取りすぎた関税、消費税を払い戻し倒産している業者を救済するか又は破滅的な打撃を受ける苦境に立つてゐる製菓業界に特別な融資の道を開いて健全な業界になるよう保護育成すること。

第五〇〇号 昭和三十九年二月五日 受理

農業用ガソリンに対する揮発油税及び

地方道路税免除等に関する請願

請願者 富山市表町五富山県農業協同組合中央会会長 森丘正唯外十四名

紹介議員 櫻井 志郎君

農業近代化の促進を図るため、現行の農業関係税制について全面的に再検討を加え、特に左記事項の実現を期せられたいとの請願

一、農業用ガソリンについては、揮発油税及び地方道路税を免除すること。

二、農業用固定資産(償却資産)税の減免措置を講ずること。

三、予約米渡米に対する予約減税は、昭和三十八年度米についてもこれを実施すること。

国民所得倍増計画が策定され、国民経済は政府の想定した計画以上の高い年率で成長し、農業部門においても他産業部門の影響をうけて、受動的に生産性の向上を見たものの、他産業の急速な生産性上昇のテンポにはついていけず、特に若年層を中心とする労働力の流出などによる労働力の不足、消費者物価の上昇によつて、農業基本法の制定にもかかわらず、農業と非農業部門間に在存する生活及び所得上の格差は拡大の一途をたどつてゐる。

第五〇一号 昭和三十九年二月五日 受理

農業協同組合に対する法人税等全面撤廃に関する請願

請願者 富山市表町五富山県農業協同組合中央会会長 森丘正唯外十四名

紹介議員 櫻井 志郎君

農業協同組合及び同連合会を、法人税

及び事業税などを課さない、税法上の非課税法人とするよう法の改正を図られたいとの請願。

理由

農業協同組合の組織は、区域が決まつていて、利用者の範囲が限定されてゐること。出資金は一般企業のような営利を目的とした投資でなく、組合員の相互扶助の精神に基づいて分に應じて出資するよう持口数制限が行なわれてゐること。更に、出資金は共同活動に必要な組合員の自己資本の集合体であること。

したがつて、自己資本の運用による剰余金はもち論、信用、販売、購買などの組合活動から生ずる剰余金は、すべて利潤でなく、組合員の持分であり、配当金は、持分の分配であるなど、農業協同組合は、零細な農民の自衛手段としての組織にほかならない。

昭和三十九年二月二十四日印刷

昭和三十九年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局